防犯灯整備事業に係る留意事項

1　LED 防犯灯設置等事業について

（1）事業者の選定について

防犯灯整備事業の実施主体は、行政連絡区（以下、「区」という。）になります。

住民からどのような理由でその事業者の選定を行ったのか、説明が必要になる場合もあります。透明性や公平性の確保等の観点から、見積合せ等を行うことを推奨します（区と住民の間でトラブルになった事例があります。また、業者選定について要綱上の規定はありませんが、電気工事は各種法令の定めに従う必要があります。）

（2）実施箇所の確認について

・区域境にある防犯灯は、どちらの区で管理しているか確認をお願いします。

・区の管理ではなく、長野市管理の外灯（防災無線や消防施設に設置のもの）があるので、電気料の明細により所管の確認をお願いします。

・LED 防犯灯の設置は原則電柱とし、支柱（ポール）を建柱して設置する場合は、周囲に電柱がない場合とします。

（3）設置工事に関して

・補助区分（新設・更新）に応じた見積りをお願いします。

・見積り時点と工事内容が変更になる場合は、変更申請が必要になります。

なお、変更の際は、速やかに報告をお願いします。（金額に変更がない場合でも、補助項目の変更に伴う手続きが必要になる場合があります。）

（4）写真について

・工事前後がわかるように同じ角度から撮影してください。（角度が変わっていると、確認が困難です。）

・灯具を含んだ全体像の確認ができる写真を提出してください。（設置場所がわかる写真。なお、灯具のみ撮影は不可。）

・灯具に柱が被らない角度の写真を提出してください。（逆光対策）

・デジタルカメラのデータを使用する場合、縦横比を変えないでください。

また、サイズはＡ４用紙に２枚掲載を目安（Ｌ版）にしてください。

・灯具の更新の場合は、灯具を取り替えたことがわかる写真を提出してください。（例：施工前に設置する灯具の写真を撮影するなど）

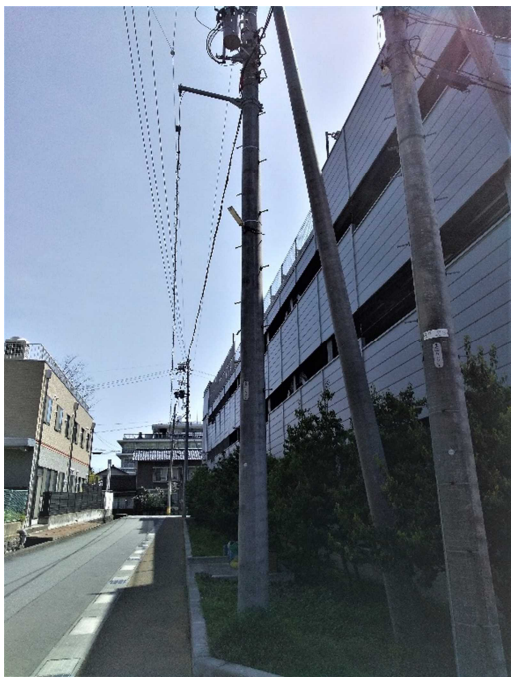

＜例：全体像の確認ができる写真＞

＜例：灯具の設置が確認できる写真＞

（５）道路占用許可書及び添架承諾書等について

次に該当する場合は、実績報告時に書類の添付が必要になります。

・ 新設の場合

道路占用許可書の写し（道路敷きに設置する場合）

※私有地については、予め区から所有者に同意を得るようにしてください。

・ 併設の場合

添架承諾書の写し（NTT 柱、有線放送柱のみ）

電柱又は有線柱番号のわかる写真

２　防犯灯以外の街路灯を区に移管する場合について

商店街等から街路灯など区に対して移管に係る協議があった段階で地域活動支援課までご連絡ください。

地域活動支援課　電話：026-224-8593

３　防犯灯の撤去に係る報告について

区内防犯灯の見直し等により、既設の防犯灯を撤去した場合はお手数ですが支所または地域活動支援課までご報告をお願いします。

４　その他

適宜、不要と思われる防犯灯の見直しをお願いします。